

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

■平戸市の健全度は？

令和元年度決算に係る健全化判断比率及びは下表のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っています。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して9月の平戸市議会定例会に報告しています。

①【健全化判断比率】

	平戸市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	赤字額が生じていないため該当なし	12.95%	20.00%
(2)連結実質赤字比率	赤字額が生じていないため該当なし	17.95%	30.00%
(3)実質公債費比率	4.7%	25.0%	35.0%
(4)将来負担比率	発生していない	350.0%	—

②【資金不足比率】

	公営企業	各公営企業の健全化判断比率	経営健全化基準
(5)資金不足比率	農業集落排水事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20.0%
	宅地開発事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20.0%
	あづち大島いさりびの里事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20.0%
	工業団地事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20.0%
	水道事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20.0%
	病院事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20.0%
	交通船事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20.0%

財政の早期健全化・財政再生、公営企業の経営健全化のイメージ

